



## 移転価格一括調整に係る輸入物品の課税価格の査定に関する注意事項

財政部が2019年11月15日付台財稅字第10804629000号通達を公布したことにより、2020年度より、関係会社間取引を行う営利事業者が適用要件を満たす場合、会計年度決算前に移転価格一括調整を行うことができるようになりました。この適用要件については、[KPMG台湾ニューズレター2019-11号\(台湾の関係会社間取引における移転価格一括調整の規定\)](#)をご参照ください。

また当該解釈通達の公布に合わせ、営利事業者の輸入物品について、特殊関係がある関係会社間取引行為のため、物品輸入時に取引価格を決定することが出来ず、会計年度終了後にまとめて一括調整する必要がある場合に関して、関務署は2019年12月31日付で「税関による会計年度の移転価格一括調整の課税価格査定の実施要点」を公布しました。営利事業者の移転価格一括調整に係る輸入物品の課税価格の査定に関する注意要点について、現在公告済の情報に基づいてまとめると以下の通りです。

### 申請及び作業スケジュール(12月決算制の会社を例とする)



### 注意事項

#### 1. 輸入物品の通関

- 輸入通関申告書に次の事項を明記する必要がある。
  - 特殊関係の欄にコード「136」(特殊関係があり、また取引価格に影響を与える。)を記入する。
  - 納税方法の欄にコード「65」(見積税金)を記入する。
  - その他申告事項の欄「○○○会計年度移転価格一括調整手続の実施」及び適用する会計年度期間を記入する。
- 通関方法は書類審査(C2)又は物品検査(C3)であり、審査検査無し(C1)を適用しない。

## 2.課税価格査定の申請

- 会計年度終了後1ヶ月以内に、輸入貨物の課税価格を税関に申請していない、又は税関より書類追加提出の通知を受けたにもかかわらず、15日以内に提出していない場合、税関は課税価格を直接査定する。
- 「移転価格一括調整に係る輸入物品の課税価格査定申請書」を記入し、同申請書に以下の事項を記載する必要のある。
  1. 課税価格の査定を申請する輸入通関書類の番号、項目番号、暫定価格及び正式なコマーシャル・インボイス価格。
  2. 取引価格の決定理由又は価格計算方法。

取引契約書、正式なコマーシャル・インボイス、支払証明又は説明、及び税関が取引価格を審査する際に必要となるその他の書類・資料を添付する。

## 3.税関審査期間

- 税関は案件受理日（書類受領日）の翌日から4ヶ月以内に査定作業を行う。案件が複雑、又は追加提出書類があるため、審査期間を延長する必要がある場合、1回延長することができる。延長期間は、最長2ヶ月を超過してはならない。
- 税関は関税法第30条に基づき取引価格が売買双方の特殊な関係により影響を受けるか否かを確定し、また関税の見積が規定される同法第29条、第31条～第35条のいずれの一つの条項を適用するかを決定し、価格の合理性を審査する。

## KPMGの見解

移転価格と関税の課税価格はそれぞれ別の範疇に属します。営利事業者が税負担を適切に調整し、二重課税のリスクを回避するため、いかに両者間のバランスを取るかということは、財政政策上の長年の重要議題となっています。各方面からの検討を重ね、2019年11月15日付で営利事業者による移転価格一括調整の条件緩和に関する解釈通達が公布されました。

但し、移転価格一括作業を行う際の輸入通関申告に関して、物品の通関方法は書類審査(C2)又は物品検査(C3)でなければならず、審査検査無し(C1)を適用しないため、輸入通関申告の作業時間が増加する可能性があります。輸入物品に時間的な制約がある場合、通関時間の延長により生じる可能性のある影響について慎重に評価し、当該物品にこの通関方法を採用することが適しているか否か考慮する必要がありますと考えられます。

2020年度に移転価格一括調整を行う予定の営利事業者は、事前に「関係会社間取引の参加者が、事前にその取引条件及び移転価格に影響するあらゆる要

因について協議すること。」等の要件を満たすか否か確認するほか、2020年以降の輸入物品の申告方法が関連作業要点の規定を満たすか否かについても注意する必要があります。その他、関税課税価格の見積に取引価格制度を採用し、税関は関税見積規定に基づいて調整結果を確認し、取引価格が売買双方の特殊な関係により影響を受けるか否かを判断します。営利事業者は一括調整により、関係会社間取引の移転価格方針からの乖離を解決することが出来ますが、適用上において様々な問題を考慮するため、企業は移転価格一括調整のみを多国籍グループの税務リスクの解決手段として使用することは出来ない点に注意が必要であると考えられます。

作者

執行副総経理 丁傳倫

マネージャー 強詩涵

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel : 02 8101 6666  
Fax : 02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel : 03 579 9955  
Fax : 03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel : 04 2415 9168  
Fax : 04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel : 06 211 9988  
Fax : 06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax : 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)  
Fax : 02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2) 8758 9751 内線番号 : 16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

### [kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.